副　　議　　長　お諮りします。日程第５「議案第７号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」と日程第６「議案第８号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第７「議案第９号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、日程第８「議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の４件の議案つきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改定をするために提案するものです。よって、一括議題、松田町会議規則第36条により、個別審議とさせていただきたいと思います。このように取り計らって御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。この４議案は一括議題、個別審議とすることに決定しました。

副　　議　　長　日程第５「議案第７号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第６「議案第８号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第７「議案第９号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」、日程第８「議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　　　　長　それでは、議長の御指示を頂きましたので、４つの議案をまとめて上程をさせていただきます。議案第７号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するを別紙のように定める。

次に、議案第８号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

次です、議案第９号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

最後に、議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和６年３月５日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

副　議　長　町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審査しますので、議案第７号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福　祉　課　長　それでは、議案第７号松田町指定地域密着型サービス事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正理由につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

また、今回の主な改正点でございます。４つほどございます。管理者の兼務できる範囲の明確化により、同一敷地内の事業所や施設等での勤務が、勤務でなくても可能な旨を明確化、身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う委員会の設置、指針の整備、研修の実施や利用者の生命または身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残す。高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた際に、医療機関との連携が適切に行われるよう、実効性のある連携の構築。利用者の安全及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減するための方策を検討する委員会の設置などでございます。

それでは、議案９枚おめくりいただきまして、参考資料、新旧対照表で御説明させていただきます。今回は、町条例に定められている地域密着型サービス提供事業者全てを網羅するために、事業者ごとに同じ項目を追加する場合が多数ございます。重複する箇所の説明については、大変恐れ入りますが、割愛するとともに、主だった内容について御説明させていただきます。

それでは、２ページをお願いいたします。第７条、指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業者の管理者に対する規定でございます。提供する介護サービスの質の担保と介護サービスの事業所を効果的な運営をする観点から、管理できる事業所の範囲についての現行欄「同一敷地内にある」を、改正欄では削るものでございます。このほかにも、管理者の兼務範囲の見直しの規定につきましては、第48条、第62条、第83条、第111条、第131条、第166条、第192条においても同様の改正が行われているので、説明は省かさせていただき、割愛させていただきます。

それでは、３ページを御覧ください。指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所に対する具体的取扱方針の規定でございます。改正案、24条第７号の後に、身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う利用者の生命または身体保護をするため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った際の理由を記録に残すなどの規定を定めた第８号、第９号を追加し、それに伴う、以下の各号のずれを改め改正しております。

また、これに類似するものとして、４ページを御覧ください。記録の整備の規定でございます。第42条第２項第４号の後に、第24条第９号に係る身体的拘束に係る状況、緊急やむを得ない理由を記録する規定を定めた第５号が追加され、以下、各号のずれを改め改正しております。このほか、身体拘束等の適正化に関する見直しについては、第51条、第58条、第59条の９、第59条の19、第59条の30、第59条の37、第70条、第79条、第92条、第197条にて同様の改正が行われております。

それでは、ページのほう飛びまして、22ページをお願いいたします。指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針の規定でございます。改正案、92条第６号の後に、当該事業所における利用者への身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修の開催を定めた規定第７号を加えます。次に、第106条の２では、事業者において利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減のための委員会の定期的開催を定めた規定を新たに加えております。このほか、130条でも同様の改正が行われております。

続きまして、25ページをお願いいたします。認知症対応型共同生活介護事業所における協力医療機関等の規定でございます。改正案、第125条第１項の後に、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた際に、利用機関との連携を適切に行われるよう、実効性のある連携の構築のため、１つとして、医師と、医師または看護師が行う相談の対応の確保、２つ目として、事業者から診療の求めがあった場合の診療体制の常時確保、３つ目として、年１回以上、協力医療機関との間で、利用者急変時の対応の確認などを行った規定を２条第２項から第６号に新たに加えたものでございます。また、このほか、協力医療機関との連携構築に関する見直しについては、第147条、第172条でも同様の改正が行われております。

それでは、すみません、改正本文のほうにお戻りいただきたいと思います。ページ14ページを御覧ください。附則でございます。この条例の施行期日につきましては、令和６年４月１日から施行します。

また、以下の附則につきましては、第２項で重要事項の掲示に係る経過措

置、第３項で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、４項では利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置に係る経過措置、５項では協力機関等の連携に関する経過措置を定めております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

副　　議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第７号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副　　議　　長　次に、議案第８号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福　祉　課　長　それでは、議案第８号松田町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案の改正理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準等が改正されたことにより、所要

の改正を行うものです。

今回の主な改正点でございます。４つでございます。管理者の兼務できる範囲の明確化により、同一敷地内の事業所や施設等での勤務でなくても可能な旨を明確化、身体拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う委員会の設置、指針の整備、研修の実施や利用者の生命または身体保護のために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残す。高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた際に、医療機関との連携が適切に行われるよう、実効性のある連携の構築。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減するための方策を検討する委員会の設置などでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表で御説明をさせていただきます。今回の町条例に定められている地域密着型介護予防サービス提供事業者全てを網羅するために、事業者ごとに同じ項目の追加をする場合がございます。重複する箇所の説明については、恐れ入りますが、割愛させていただくとともに、主な内容についてだけ説明させていただきます。

それでは、１ページをお願いいたします。第６条、介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者に対する規定です。こちらは、提供する介護サービスの質の担保と、介護サービスの事業所を効果的に運営する観点から、管理できる事業所の範囲について、現行欄の「同一施設内にある」を改正案では削るものでございます。このほかにも同様の改正が第45条、第72条、第79条において同様の改正が行われております。

続きまして、４ページをお願いいたします。第40条の記録に関する規定でございます。改正案、同条２項第２号の後に、身体的拘束等の適正化に伴い、第42条第11号の規定による身体的拘束等を行った際の利用者の状況、緊急やむを得ない理由を記録する規定を定めた第３号を新たに加え、これによる各号以下のずれ等を改め改正するものでございます。

類似の内容として、５ページを御覧ください。第42条の介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針の規定でございます。改正案のとおり、同条第９

号の後に、身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う利用者の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った際の理由を記録に残す規定を定めた第10号、第11号を加え、それに伴う各号のずれ等を改めるものでございます。このほか、第13条において同様の改正が行われております。

続きまして、９ページをお願いいたします。指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置した規定でございます。改正案、63条の２として、事業者において、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減のため、委員会を定期的に開催する規定を新たに加えております。

続きまして、12ページをお願いいたします。指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の協力医療機関に関する規定でございます。改正案、第83条第１項の後に、高齢者の施設内で対応可能な医療の範囲を超えた際に医療機関との連携が適切に行われるよう、実効性のある連携の構築として、１つ目、医師または看護師が行う相談対応の体制の確保、２つ目、事業所から診療の求めがあった場合の診療体制の常時確保、３つ目、年１回以上、協力医療機関との間で利用者急変時の対応の確認などの規定を定めた第２項から第６号を新たに加え、それに伴う各号のずれを改め、改正するものでございます。

それでは、すみません、改正本文にお戻りいただき、６ページをお願いいたします。御覧ください。附則でございます。この条例の施行期日は、令和６年４月１日から施行いたします。また、以下、附則につきましては、２項で重要事項の掲示に係る経過措置、３項で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、４項で利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、５項で協力医療機関との連携に関する経過措置を定めております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

副　　議　　長　　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第８号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副　議　長　次に、議案第９号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長　それでは、議案第９号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の改正理由としては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する規定等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、４つほどございます。公正中立性の確保のための取組の見直しとして、事業者の負担軽減を図るため、サービスの医療割合、サービス事業者に提供されるものの割合に関し、利用者への説明と理解を得る。指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングを２か月に１回利用者を訪問、利用者へ訪問しない月はテレビ電話装置等の活用も可能。ケアマネジ

ャー１人当たりの取扱件数について、基本方針における取扱件数の整合性の観点から、事業所ごとに１人以上の常勤ケアマネジャーの配置。身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う委員会の設置、指針の整備、研修の実施や利用者の生命または身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残すなどでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表によって御説明をさせていただきます。３枚おめくりいただきまして、２ページをお願いいたします。第４条、従業員の員数に関する規定でございます。改正案第４条第２項には、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員の配置の基準を定めた規定に改め、同項の次に、当該事業所が国民健康保険中央会が運用するシステムを活用し、事務職員の配置する際の人員配置を規定する第３号を加えます。

３ページを御覧ください。第６条、内容、手続の説明及び同意に関する規定でございます。現行欄の第２項下線部を改正案では削り、改正案の同項の次に、居宅介護支援事業所の公正中立性の確保のための取組の見直しを規定する第３号を加えます。

６ページを御覧ください。第15条、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針に関する規定です。改正案、同条第２号の次に身体的拘束等の適正化を推進していく中で、利用者の生命または身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残す規定を定めた第２号の２、第２号の３を加え、利用者のモニタリングに関する規定等を定めた第14号のイを加えるものです。なお、31条でも同様の身体拘束等の適正化に関する規定を定めております。

それでは、改正本文にお戻りください。改正本文の４ページを御覧ください。附則でございます。この条例の施行期日ですが、令和６年４月１日より施行します。また、以下の附則につきましては、第２項、重要事項の掲示に係る経過措置、第３項で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、第４項で利用者の安全並びに介護の質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、第５項で協力医療機関との連携に関する経過措置を

定めております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

副　　議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第９号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副　　議　　長　次に、議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福　祉　課　長　それでは、議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の改正理由につきましては、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正をするものでございます。

今回の主な改正点、こちらも４つでございます。管理者の兼務である範囲等を明確化により、同一敷地内の事業所や施設等で勤務でなくても可能な旨を明

確化。指定居宅介護サービスの事業者等との連携によるモニタリングを２か月に１回、利用者を訪問。利用者への訪問しない月については、テレビ電話装置等の活用を可能とするもの。指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員の配置の基準、身体的拘束等の適正化を推進していく中で、それに伴う委員会の設置、指針の整備、研修の実施や利用者の生命または身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の禁止、身体拘束を行った記録を残すなどでございます。

それでは、新旧対照表によって御説明をいたします。３枚おめくりいただきまして、１ページ目を御覧ください。第５条、従業員の員数に関する規定でございます。現行欄、同条の下線部分を改正案のとおり改め、第１項の次に、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準を定めた第２項を加えます。

第６条、管理者の規定でございます。現行欄、同条第１項、第２項の下線部を改正案のとおりに改め、恐れ入ります、２ページ目を御覧ください。改正案同項の次に、同事業所の管理者は主任介護支援専門員である規定及び管理者の兼務範囲の明確化を規定するもの、第３項と第４項を加えております。

続きまして、３ページを御覧ください、第13条、利用料等の受理に関する規定でございます。改正案、同条第１項の次に、利用者が事務地域以外に居宅に訪問した際に、交通費の請求及びサービス提供に係る費用の請求に対して、利用者等への説明、同意規定を定めた第２項第３号を加えます。

続きまして、６ページを御覧ください。改正案、第31条、記録の整備の規定でございます。同条第２号の下線部分に改め、その次に、身体的拘束等を行った理由の記録に伴う規定を定めた第３号を加え、これによる各号のずれ等を改め、改正するものでございます。

７ページを御覧ください。第33条、指定居宅介護支援の具体的取扱方針の規定でございます。改正案、同条２号の次に身体的拘束等の禁止、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行った際の記録の規定を定めた第２号の２、第２号の３を加え、第16条のイの次に利用者へのモニタリング

の期間、テレビ電話装置等を使用した方法の規定、それに伴う利用者の同意等の規定を定めたロからニを新たに加えるものでございます。

９ページを御覧ください。改正案、第33条第28号の次に、市町村に対する情報提供の規定を定めた第29号を加えるものです。

それでは、改正本文にお戻りいただき、改正本文の４ページを御覧ください。附則でございます。この条例の施行期日は、令和６年４月１日から施行するものでございます。

また、以下の附則につきましては、２項、重要事項の掲示に係る経過措置、３項、身体的拘束等の適正化に係る経過措置、第４項、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、第５項、協力医療機関との連携に関する経過措置を定めております。

説明のほうは以上となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

副　　議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副　　議　　長　暫時休憩いたします。10時35分より再開いたします。　（10時18分）